特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人 情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし かねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる リスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種関歴の照会 ②の個人番号を用い、予防接種履歴の照会 ②委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給システムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務・・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等に登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③システムの名称	健康情報システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム				

2. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ等予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表の126の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8 ・番号法第19条第8		当令第2条の105の項 当令第155条
			当令第2条の153、154の項 当令第155、第156条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上						
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満						
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点						
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] -ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
C10 C0 ~0°						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れ ⁻	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを通	値じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				[]X	、手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		[十分である] 2) 十分である		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人の人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク		
9. 監	·····································					
実施の	D有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査
10. 1	従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 🖠	長も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	毎年、情 -	報セキュリティ研修を	を受講し、個	人情報の適	切な管理のための措置を講じている。

変更箇所

変更箇層	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う修正
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。の規定に伴い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特 定接種や、住民に対する予防接種、予診票の 発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 1. 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特 定接種や、住民に対する予防接種、予診票の 発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型 インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が 保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間 サーバーへ登録する。具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の 選定	事後	
		歴化 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予 防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への 予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給 付金の支給システムに接続し、各情報保有機 関が保有する特定個人情報の照会と提供を、 符号を用いて行う。	歴と ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予 防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 (多委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への 予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給 付金の支給システムに接続し、各情報保有機 関が保有する特定個人情報の照会と提供を、 符号を用いて行う。 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種業務		
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	健康情報システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム	事後	
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	新型インフルエンザ等予防接種ファイル		事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第67条の2 番号法第19条第16号、新型コロナウイルス感 染症に係る予防接種事務におけるワクテン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第67条の2 番号法第19条第16号・新型コロナウイルス感 染症に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表の126の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第8項 別表第二 【情報提供】115-2 【情報照会】115-2 【情報照会】115-2 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報提供】59-2 【情報照会】59-2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の105の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条 (情報提供の根拠)・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の153、154の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第155、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。 【十分である】 判断の根拠 特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報アイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。	事前	新様式への移行
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 【8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策】 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 毎年、情報セキュリティ研修を受講し、個人情報 の適切な管理のための措置を講じている。	事前	新様式への移行